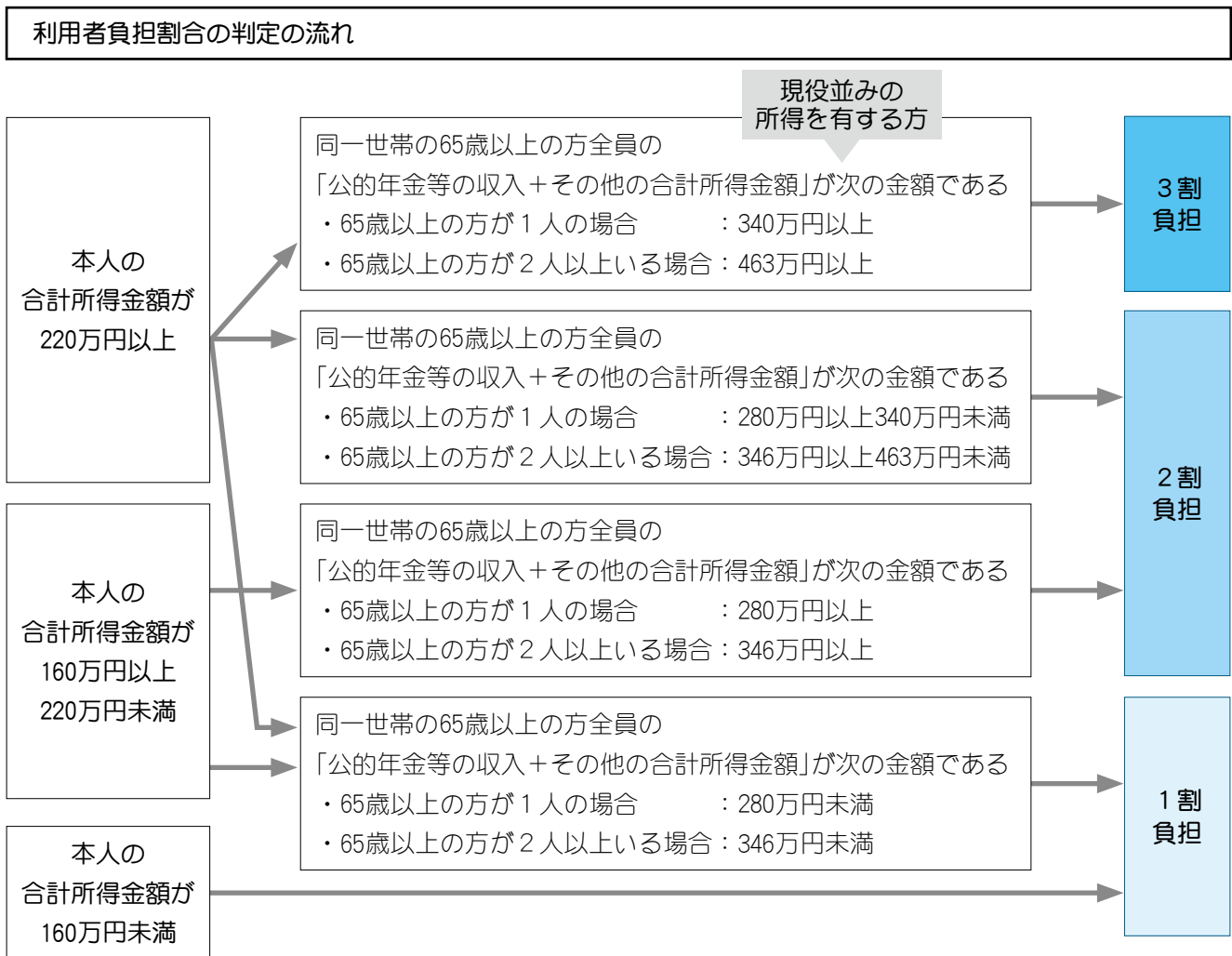


介護保険負担割合証 利用者負担割合が変わります

8月1日以降の利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月20日に送付しました。介護、介護予防・生活支援サービス事業を利用される方が、事業所または施設の窓口の方に必ず提示するものとなります（介護予防・生活支援サービス事業の一部は、介護保険負担割合証の適用がありません。）。

なお、本年8月より現役並みの所得を有する方について、利用者負担割合が2割から3割に引き上げられております。利用者負担割合判定の流れは次のとおりです。



※65歳未満の方、住民税非課税の方および生活保護受給者の方は、上記にかかわらず1割負担です。

●問い合わせ 知多北部広域連合 事業課 ☎052-689-2262

知多北部広域連合議会傍聴

●とき

8月22日(水)
午前9時30分～

●ところ

東海市しあわせ村

健康ふれあい交流館
多目的ホール(議場)

●定員 30名(先着順)

●申し込み

不要、当日、受付で傍聴券

の交付を受けてください。

●問い合わせ

知多北部広域連合
議会事務局(総務課)

☎052-689-1651